

平成 27 年千葉市教育委員会会議  
第 6 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成27年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成27年6月15日(月)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委 員 長	和田 麻理
	委 員	中野 義澄
	委 員	内山 英夫
	委 員	明石 要一
	委 員	小西 朱見
	教 育 長	志村 修

出席職員	教 育 次 長	森 雅彦	保 健 体 育 課 長	中村 宏
	教育総務部長兼企画課長	米満 実	教育センター所長	池田 亘宏
	学 校 教 育 部 長	磯野 和美	養護教育センター所長	植草 伸之
	生 涯 学 習 部 長	大崎 賢一	生涯学習振興課長	増岡 忠
	総 務 課 長	石野 隆史	文 化 財 課 長	志保澤 剛
	学 校 施 設 課 長	真田 賢一	中 央 図 書 館 長	松尾 修一
	学 事 課 長	渡邊 博典	生涯学習振興課科学都市戦略担当課長	西村 安正
	教 職 員 課 長	伊藤 剛	企画課統括管理主事	伊原 浩昭
	県 費 移 譲 課 長	大野 治充	学 事 課 長 補 佐	浅井 滋
	指 導 課 長	伊藤 裕志	企画課管理主事	遠藤 明男

書 記	総務課長補佐	三田日出美	総務課主任主事	杉山 隆
	総務課総務班主査	大塚 暁	総務課主任主事	佐久間暁子
	総務課主任主事	高桑 太綱		

1 開会

和田委員長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

和田委員長より明石委員を指名

4 会期の決定

平成27年6月15日（1日間）ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 平成28年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について  
伊藤教職員課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第25号 平成28年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜  
の基本方針について

伊原企画課統括管理主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案  
どおり可決した。

議案第26号 平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者  
の募集及び選抜の基本方針について

伊原企画課統括管理主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案  
どおり可決した。

議案第27号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正について

議案第28号 千葉市科学館管理規則の一部改正について

増岡生涯学習振興課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議  
決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成28年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について  
和田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

伊藤教職員課長 報告事項(1)「平成28年度公立学校教員採用候補者選考の志  
願状況について」、報告します。

まず、「志願状況」ですが、全体の志願者数は7,421人で、  
志願倍率が4.5倍となり、昨年度より123人少ない志願者数  
となりました。

内訳を見ると、小学校の志願者数は、昨年度より35人多い2,363人で、倍率は3.3倍。一方、中・高共通の志願者数は、104人少ない4,090人で、倍率は5.7倍であり、昨年度よりも倍率が若干下がっています。また、特別支援学校、養護教諭についても、若干倍率が下がりました。

次に、県外の会場別の志願状況についてですが、岩手会場の減少は、岩手県の小・中学校の採用予定者数が、昨年度100人から150人と大幅に増えたこと等が影響しているものではないかと考えられます。一方、北海道会場の増加については、本年度より、選考実施校種をこれまでの小学校のみから、中・高・特別支援学校へ拡大した結果であると考えています。

今後の日程ですが、第1次選考は7月12日(日)に、県内8会場、県外3会場での実施を予定しています。なお、昨年度は市立千葉高校が会場となっていました。今年度は体育館の工事のため会場となっていません。

また、第2次選考は、8月21日(金)から23日(日)に小学校以外の志願者を対象として、8月28日(金)から30日(日)までは小学校の志願者を対象に、県内の6会場での実施を予定しています。

なお、1次選考の結果通知は7月下旬から8月上旬にかけて、第2次選考の結果通知は10月上旬から中旬にかけて、本人宛てに通知するとともに、インターネット上による発表を予定しています。

中野委員 養護教諭の特別選考は、前に聞いたことがあるかもしれませんが、どのようなものを特別選考というのでしょうか。

伊藤教職員課長 養護教諭の特別選考は、「看護師免許を有している者で、なおかつ、平成27年4月1日現在で、正規採用の看護師として3年以上の実務経験を有する者」が対象となっています。

中野委員 特別選考で採用されている看護師の資格を持った養護教諭の方は、今、何人くらい採用されているのでしょうか。

和田委員長 今現在の養護教諭ということですね。

中野委員 はい、今現在です。

伊藤教職員課長 養護教諭の特別選考の採用状況についてですが、昨年度の実績では、志願者数15人、1次合格者7人、最終合格者2人となり、7.5倍の倍率ということになっています。

中野委員 千葉市全体で何人いるかわかりましたら、今度教えてください

い。

伊藤教職員課長 わかりました。

和田委員長 例年どおり、それほど大きな全市的な変化はないという解釈でよろしいかと思いますが、選考に関しては、できるだけ子どもたちのために、優秀なと言うと語弊があるかもしれませんが、候補者を選んでいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第25号 平成28年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

和田委員長 企画課統括管理主事、説明をお願いします。

伊原企画課統括管理主事 議案第25号「平成28年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についてですが、平成27年度の基本方針と大きな変更点はありません。

なお、県立高等学校の入学者選抜の改善を受けて、確認すべき点が2点ありますので、後ほど説明します。

生徒定員と募集定員を見ると、稲毛高校普通科の人数が異なります。これは、稲毛高校附属中学校から内進生80人が普通科に進学する予定のためです。

続いて、選抜については、昨年度と同様、前期選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、後期選抜があり、稲毛高校のみ海外帰国生徒の特別入学者選抜があります。

同じく前期選抜の選抜枠ですが、普通科については、募集定員の30%以上60%以内で、昨年通りです。

次に、これまで県立高校では、専門学科及び総合学科が募集定員の50%から80%であったものが、50%から100%に変更されました。これに従い、理数科と国際教養科については、募集定員の50%以上100%以内とし、各高等学校で定めることとなります。今のところ両校では、昨年度と同様、千葉高校の理数科が50%、稲毛高校の国際教養科が75%の定員枠を予定しています。

海外帰国生徒の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜についても、昨年度と変更はありません。

続いて後期選抜に関して、提出期間を平成28年2月22日（月）と23日（火）とし、前期選抜等の発表から後期の受け付

けまでの間は、これまで1日でしたが、今年度は、2月18日(木)と2月19日(金)の2日間と変更されました。これは、受検生が、保護者や学校と後期の出願に関して相談する時間を確保するためのものです。

最後、その他にあるように、入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成28年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定めることになっています。また、別紙資料に、平成27年度入学者選抜倍率、口頭開示の状況等を記しました。

議案第26号 平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

和田委員長 企画課統括管理主事、説明をお願いします。

伊原企画課統括管理主事 議案第26号「平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についてですが、大きな変更はありません。

募集定員及び入学検査料については、変更はありません。

入学検査の提出書類の提出期限は、長期休業の1週間前を目安に、平成27年12月14日(月)と12月15日(火)の2日間で実施します。

検査の期日は、平成28年1月30日(土)となります。小学校の行事活動に支障がないこと、及び私立中学校入学者選抜日程との調整により、関係機関との間で協議し、決定した日程です。

続いて、選抜結果の発表は、平成28年2月5日(金)です。

入学確約書の提出は、平成28年2月8日(月)午後4時までとなっています。日程については、本年2月の当会議において決定しています。

その他において、上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定めることとなっています。

また、別紙資料に、平成27年度の入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等を記しました。

中野委員 去年もこの質問をしたと思うのですが、稲毛高校附属中学校の今年度の入学者の中で、合格が決まりながら他校に進学した受

検生は何人くらいいるのでしょうか。

伊原企画課統括管理主事 入学確約書が出ていない者は、27年度は、男子5人・女子5人の合計10人でした。入学確約書を提出した上で辞退をした者が1人いました。

中野委員 そのような受検生がどこへ進学したかはわかりませんか。

伊原企画課統括管理主事 1人については、私立に進学しています。

和田委員長 入学確約書を出さない児童も10人いて、合わせると11人となり、割合としては割と多いかという感じもします。私立との兼ね合いも考えるとどうしてもこのような結果になるのかもしれないませんが、順次その場合は繰り上げていって、定員80人にするということですね。

議案第27号 千葉県生涯学習センター管理規則の一部改正について

議案第28号 千葉県科学館管理規則の一部改正について

和田委員長 議案第27号及び議案第28号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別に議決を行います。生涯学習振興課長、説明をお願いします。

増岡生涯学習振興課長 議案第27号「千葉県生涯学習センター管理規則の一部改正について」及び議案第28号「千葉県科学館管理規則の一部改正について」、一括して説明します。

改正の目的ですが、指定管理者の指定申請時に提出を求める書類について、申請者の財務状況をより正確に審査するため、提出書類の見直しを行うなど、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、生涯学習センター管理規則等の2つの規則を改正するものです。

改正の概要ですが、指定申請時に提出を求める書類の見直しに関する改正です。

改正内容ですが、各評価委員から提出書類の拡充を求める意見が出されていることや、他の政令指定都市では3事業年度分の計算書類を求めているものが大半であることを踏まえ、申請者の財務状況をより正確に審査するため、平成27年度以降の選定においては、3事業年度分の計算書類の提出を求めるなど、指定申請時の提出書類に関する規定の改正を行うものです。

改正する規則については、「千葉県生涯学習センター管理規則」及び「千葉県科学館管理規則」です。

ここまで共通でしたが、次の「附帯設備利用料金基本金額の変更」については、「千葉県生涯学習センター管理規則」のみに関

する部分です。

改正内容ですが、生涯学習センター設置管理条例で定める貸出施設の利用料金を1日単位としているため、規則で定めている附属施設利用料金基本料金についても、これに合わせて1日単位と変更するものです。

また、過去に備品の入れかえ等があり、現在の実情と一致していないため、品目についても、下記のとおり、一部改正するものです。例えば「デッキセット」は今ありませんので、削除します。さらに、「ダブルカセットデッキ」も、今はカセットデッキに変更されているので、同じく改正するものです。

施行日については、公布の日からになっています。

和田委員長 現状に合わせた改正かと思いますが、よろしいでしょうか。

## 7 その他

- (1) 交通安全教育について、明石委員から質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

明石委員 中・高校生、大学生の自転車事故が増えていますね。先週の水曜日、千葉女子高校の前で、夕方7時頃、高齢の女性が大学生に自転車で衝突され、亡くなりました。ちょうど今月一日道路交通法が変わったのですね。これを受けて小・中・高校の安全教育の中で、個々の改正を含めて、スマホ歩きをやめるなど、安全教育の導入と法改正の絡みはどのように考えていますか。

従来、いろいろな安全教育を千葉市は実施してきました。例えば4月にセーフティハンドを磯野部長が千葉県トラック協会から贈呈されました。これは市川などでは実施していません、千葉市は早い段階から実施していました。そのような意味では、小学1年生の安全教育のトップを走っていたのです。自転車事故に対する指導はどこまでやっているのか。もしわかりましたら説明してほしいと思います。

中村保健体育課長 児童生徒の交通事故にかかわる指導ですが、まず小学校では、実地訓練を含めた交通安全教室を1年生には歩行、3年生には自転車ということで、交通安全協会や警察署の協力を得て全校で実施しています。中学校については、自転車通学をしている学校が10校ほどありますので、そちらでは、同じように実技を含めた交通安全教室を行っています。そういうものを核にして、日々の各種の教科等の指導の中でも交通安全についての指導を行っているという現状です。日々の中では、例年、自転車の事故が確か

に多いものですから、自転車の乗り方についての注意等、帰りの会等でもずっと行ってきています。

今年度、先ほどありましたように、6月1日から道路交通法が改正され、それについては、管理職等の研修会においても、以前から行っている「自転車安全利用五則」や、スマホを使いながらなどの片手運転といったものについての指導の強化を呼びかけているところです。

明石委員 私の意見ですが、学校教育部だけではもうだめだろうと思っているのです。生涯学習部と市長部局も含めて、千葉市発の自転車に対するもの、「歩きスマホストップ」などを全国に発信することを考え、学校もやってもらいたいと思います。

例えば、昔は歯磨きなどで虫歯予防デーのポスターをよく張っていましたよね。あのよう、幼児から高齢者に向けてのもので

スマホで事故になりやすい。それから、ネット被害がありますね。私の周りにも問題を起こした者がおり、どうすれば良いでしょうか。自分が体験しないと直らないのです。スマホ被害も自転車被害も遭ってからでは遅いので、遭う前に予防的な視点で、市長部局も巻き込んで、千葉市教育委員会発「ストップ・ザ・スマホ歩き」や、「ストップ・ザ・タブレット」など、市民挙げて運動を起こしていかないといけないと思います。小学生、中学生、高校生、大学生を含めて、非常に気になります。今日も電車で帰ってきましたが、電車に乗るときもみんなスマホを見ながら乗っているの、危ない。皆さんそういうことをわかっているけれども、どこも本気でやらない。これは良いチャンスと言うと失礼ですが、やってみたいと思っているのです。教育委員会会議で決議すれば、事務方が動きますから。

和田委員長 特に自転車に関しては、改正があったということが中学生あたりまで浸透しているのかということもまず問題で、先ほど話のあった事故に関してもそうですが、被害者よりも最近では加害者になることが多いわけですね。そうすると、その対象になる子どものこれからの人生にも大きな影を落とすしてしまいます。自転車に乗りながらスマホというのは最悪なパターンですが、よくやっていますよね。さらに、音楽を聞きながらというのもあると思います。

中野委員 スピードも怖いですよ。どのくらい出ているのか知りませ

んけど、歩道でかなりのスピードですね。自転車の事故も、まともにもぶつかったら死亡事故になると思いますね。

和田委員長 例えばそごうとセンシティブルの間の通路は、自転車を降りるよという看板があったり、係員の方がいます。我が家の近くにも歩道橋があり、そこはスロープなので自転車を降りなくてはいけないのですが、余り降りないわけです。猛スピードで降りてきますから、ぶつかったら本当に大変な事故になると思います。

明石委員 小西委員、弁護士の相談でも、そのような案件はないですか。

小西委員 まだないのですが、これからは道路交通法が改正されて色々な相談が増えてくると思います。現時点で、子どもが自転車を運転してお年寄りにぶつかったという案件は、今までたくさんあります。

和田委員長 自転車のことが大きな話題になり、ここでちょうどきっかけになるかと思うのですが、今まで実施している交通安全教室に関して、それから、この改正に合わせて少し指導を強化するという説明がありましたが、具体的に何かを増やしたり、キャンペーンを張ろうなどのようなアイデアはありますか。

明石委員 これは先生がいるのだから、ぜひ総務課でプランを練っていただきたいですね。

中村保健体育課長 特にキャンペーン等は考えていません。ただ、加害者になるということについては、ここ2～3年、教育委員会からもいろいろな場面で情報を流しています。このような内容の保険もあると、手軽に入れるということも含め、各学校へ周知を強めています。

森教育次長 交通安全教室も含め、交通安全対策全般については、市長部局の市民局でやっています。児童生徒に対する指導は、教育委員会で行っているのですが、歩きスマホやスマホの問題は全市的な課題ですので、市長部局との連携を探って、協力して何か強化策が出せるのかどうか検討してみたいと思います。

明石委員 できれば千葉県警ともぜひ連携してほしいです。

和田委員長 少ない予算で大きな効果が出るように、セーフティウオッチャーも毎日出ていますので。

内山委員 今、セーフティウオッチャーが出ましたので、2つお願いしたいです。

先週の月曜日に、緑町小学校で、私を含め10人のセーフティウオッチャーの人たちが学校に招かれ、校長室で委嘱状の伝達式

を行いました。さらに、全児童を集め、アリーナの壇上にセーフティウォッチャーが並んで、一人一人紹介されて挨拶をします。私も長くしていますが、特に子どもたちにとっては、顔を覚えろと言われてもなかなか覚えられないので、このような人がやってくれているということをみんなにわかってもらう機会となり、良かったと思います。

それから、今、自転車事故の話がありました。町内自治会の役員会の中で、学校の交通安全教室だけではだめだという話が出ました。大多数の児童生徒はきちんとやり、大丈夫なのです。でも、何人かがどうしても自制がきかない。そのため、独自に、地域を挙げて守ってあげるような姿勢がないとなかなかうまくいかないと思います。

明石委員の話にあったように、キャンペーンは必要だと思います。特に高校生のイヤホンについては、毎朝30人くらい自転車を見るのですが、半分はやっていて、挨拶しても聞こえないらしく、少々怖いですね。また、最短距離をとり、横断歩道を真っすぐ渡らず、斜めに行くのです。

もう一つあるのですが、中学生が、車が来るので私が制止しようとしたら、道路にぱっと入ってしまうのです。どうしても急ぐ気持ちがあり、車が来ているのに入ってしまい、危なかったです。これも全部防ぎ切れませんが、事故が起こったらもうおしまいですから、ぜひ何とか良い運動に持っていければと思います。どのような方法が良いのかわかりませんが。

和田委員長 大々的にキャンペーンを張るのももちろんですが、少なくともこの会議場にいる大人たちが、近くの小・中・高校生が危ないことをしていたら、勇気を出して注意するところから始めるのも一部分だと思います。

ここで出た意見を集約し、市長部局とも連携をとってほしいと思います。よろしくお願いします。

(2) 第7回定例会は、平成27年7月15日（水）午後2時より開催することと決定した。

## 8 閉会

和田委員長より閉会を宣言